宇佐別府道路
自）大分県宇佐市（宇佐ＩＣ）
至）大分県速見郡日出町（速見ＩＣ）
延岡南道路
自）宮崎県延岡市（延岡南ＩＣ）
至）宮崎県東臼杵郡門川町（門川ＩＣ）
隼人道路
自）鹿児島県霧島市（隼人東ＩＣ）
至）鹿児島県姶良市（加治木ＩＣ）
西九州自動車道（武雄佐世保道路）
自）佐賀県武雄市（武雄南ＩＣ）
至）長崎県佐世保市（佐世保大塔ＩＣ）
西九州自動車道（佐世保道路）
自）長崎県佐世保市(佐世保みなとＩＣ)
至）長崎県佐世保市（佐世保中央ＩＣ）
長崎バイパス
自）長崎県長崎市（川平ＴＢ）
至）長崎県長崎市（川平ＴＢ）
南九州自動車道（八代日奈久道路）
自）熊本県八代市（八代南ＩＣ）
至）熊本県八代市（日奈久ＩＣ）
南九州自動車道（鹿児島道路）
自）鹿児島県いちき串木野市(市来ＩＣ)
至）鹿児島県鹿児島市（鹿児島西ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、情報板中央局及び、収容されている端末設備のネットワークを変更するもので、これらにかかる機器製作、据付、撤去、配線、試験調整の一切の工事を行うものである。

⑸　工事概算数量
中央局機器更新　４箇所（吹田ＩＣ、緑井社屋、高松社屋、太宰府ＩＣ）
ＩＰ変換装置新設
（内訳）
・関西支社管内　11事務所
・中国支社管内　10事務所
・四国支社管内　４事務所
・九州支社管内　８事務所

⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間

⑺　本工事は、西日本高速道路株式会社本社が入札公告、契約制限価格の設定、入札執行及び落札者決定まで行い、西日本高速道路株式会社関西支社、中国支社、四国支社及び九州支社がそれぞれの契約書により契約締結する工事である。

⑻　本工事は､「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。)に係る社会的要請の高い課題についての施工上の工夫、具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。)について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお､入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合⑾の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち､「遠方監視制御設備工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,000点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,000点以上であること。)。

⑶　施工実績　平成10年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下､「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
同種工事　収集された情報に応じて提供する文字情報や画像情報を自動的に作成し、道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として設置された300台以上の端末装置を遠方から自動的に制御監視する中央処理装置の設置を実施した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事の契約毎（西日本高速道路株式会社関西支社、中国支社、四国支社及び九州支社）に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。)している期間とする。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の電気通信工事業（電気工事業は該当しない。)に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成10年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事　収集された情報に応じて提供する文字情報や画像情報を自動的に作成し、道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として設置された300台以上の端末装置を遠方から自動的に制御監視する中央処理装置の設置を実施した工事
③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　主要設置予定機器等評価
①　主要機器の製造予定業者の納入実績　本工事で設置予定の主要機器製造予定業者が、平成10年度以降に下記に示す機器の納入実績を有すること。
主要機器　情報提供中央処理装置
同種機器　収集された情報に応じて提供する文字情報や画像情報を自動的に作成し、300台以上の端末設備を遠方から自動的に制御監視する中央処理装置
②　保守技術支援体制　主要機器の故障、システムの機能障害時等において、当社からの連絡を24時間体制で受け、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う保守支援体制を当該工事の契約毎（西日本高速道路株式会社関西支社、中国支社、四国支社及び九州支社）に有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に､「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号)」に基づき､「地域１」､「地域２」､「地域３」及び「地域４」のいずれかの地域において、指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。